

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の 助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、**人への投資促進コース**において、**令和4年12月2日**から施行される主な改正内容についてご紹介しています。

<令和4年12月2日の主な改正内容>

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資 促進コース	雇用保険被保険者を対象とした 定額制サービスによる訓練など	1 助成限度額の引き上げ	2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和
			3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ
			4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

1 助成限度額の引き上げ

人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる**助成限度額**を、**1,500万円から2,500万円に引き上げ**ました。

2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和

【変更点1】

経費助成率を以下のとおり引き上げました。

中小企業	大企業		中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)	➡	60% (+15%)	45% (+15%)

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

【変更点2】

訓練の実施目的が、職務に間接的に必要となるスキルや共通的なスキルを習得させるものである場合は、経費助成の対象となりませんが、これらに該当する場合であっても、**企業内においてデジタル・DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるために実施する教育訓練である場合は、経費助成の対象**としました。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは
裏面をご覧ください→

▶「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。
このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

1 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

2 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

3 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JT**を**10時間以上**行った場合に助成

・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施する**OJT**と**OFF-JT**を組み合わせ**た訓練**を行った場合に助成

・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX** (※) に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX: <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更(各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する方法に変更しました。**

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。
その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、**訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給**することができます。

賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

- ※ 加算の対象となるコースや加算率（額）については、各コースのパンフレットをご覧ください。
- ※ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度）における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。
- ※ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和6年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和6年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

訓練コース名	対象訓練	各コースの見直し	コース共通の見直し
人への投資促進コース	高度デジタル人材の育成のための訓練や労働者が自発的に受講した訓練など	1 長期教育訓練休暇制度の拡充	5 添付書類の簡素化など
		2 自発的職業能力開発訓練の拡充	
		3 高度デジタル人材訓練の拡充	
人材育成支援コース	10時間以上のOFF-JTによる訓練やOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練	4 添付書類の簡素化	
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識などを習得させるための訓練		

1 人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充

- ① 日単位の休暇取得に加え、**時間単位の休暇取得も助成対象**としました。
- ② 休暇取得について「10日以上連続とし、1回は30日以上連続して取得すること」を要件としましたが、「**1日単位の休暇を10日以上連続で1回以上取得し、合計30日以上取得すること**」としました。
- ③ 有給の場合に助成される賃金助成について、次の表のとおり拡充しました。

	現行		令和6年4月～	
	賃金助成	上限日数	賃金助成	上限時間数
中小企業	6,000円/日	150日	960円/時※1	1,600時間※2
大企業			760円/時	1,200時間

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充

※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

2 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充

- ① 訓練時間数要件について、「20時間以上」から「**10時間以上**」としました。
- ② 助成対象訓練の内容について、「**職務関連以外の訓練**」も助成対象としました。



3 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）の拡充

対象となる訓練に、「DX推進スキル標準（DSS-P）」（※3）においてレベル3及び4となるものであって、「DX推進スキル標準（DSS-P）と認定試験・資格とのマップ」（※4）に掲載されている認定試験・資格の取得を目標とする訓練を追加するとともに、当該認定試験・資格の受験料も助成対象（※5）としました。

※3 経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により策定された、DXを推進する人材の役割や習得すべきスキルの指標のことをいう。DX推進スキル標準（DSS-P）について（IPAのHP）：

https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about_dss-p.html

※4 NPO法人スキル標準ユーザー協会により直近公表されているマップをいう。協会のHP：<https://www.ssug.jp/>

※5 人への投資促進コースの成長分野等人材訓練でも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル3、4が助成対象になります。また、人への投資促進コースの情報技術分野認定実習併用職業訓練及び事業展開等リスクリテラシー支援コースでも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル2、3、4の資格試験の受験料が助成対象となります。ただし、資格試験は原則として訓練修了後6か月以内に受験する必要がある、一の訓練実施計画届につき1回まで助成対象となります。

4 人材育成支援コースの申請書類の簡素化

- ① 人材育成支援コースの計画届提出時に必要であった「対象労働者（有期契約労働者等）に関する確認書（様式第17号）」を廃止し、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」の様式内の記載事項に統合しました。
- ② 定期的なキャリアコンサルティングの実施について事業内職業能力開発計画等で定めていることを確認するための書類の提出が不要になりました（個別に労働局長から規定のある文書の提出を求める場合があります。また、実地調査時は原本を確認します。）。

5 コース共通の見直し

- ① 公共職業能力開発施設など特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、当該訓練機関を修了等していることが確認できれば、「実訓練時間数の8割以上の受講」の要件を満たしたとみなすこととしました。
- ② OFF-JTとOJTを組み合わせる実施する訓練の支給申請時に必要であった「OJT実施状況報告書」と「OJT訓練日誌」の2つの様式を「OJT実施状況報告書（OJT訓練日誌）」に統合しました。
- ③ 特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、支給申請時に必要であった「訓練で使用する教材の目次の写し」の提出が不要になりました。
- ④ OFF-JTを在宅・サテライトオフィス等においてeラーニング、通信制又は同時双方向型の通信訓練により実施する場合、テレワーク勤務を制度として導入し、当該制度を労働協約、就業規則等に規定していることがわかる書類の提出が必要になります。
- ⑤ eラーニング・通信制による訓練について、実施場所を変更する場合は、当初計画していた訓練実施日又は変更後の訓練実施日のいずれか早い方の前日までに変更届の提出が必要となりました。
- ⑥ 令和6年3月に創設された「団体等検定」（※7）の受検料等を助成対象としました。

※6 公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設（認定職業訓練を行う場合に限る。）、学校教育法に規定する大学、大学院、専修学校もしくは各種学校、中小企業大学校又は専門実践教育訓練等の講座指定を受けた訓練機関（専門実践教育訓練等の指定講座を行う場合に限る。）

※7 団体等検定制度について（厚生労働省のHP）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyoushiki/dantai/index.html

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。

※本リーフレットに記載の内容以外にも、助成の要件がありますので、詳しくは下記のURLからホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyoushiki/dantai-1.html